

1 放水型ヘッド等スプリンクラー設備評価等規程

平成9年1月20日制定

第1章 総 則

(目的)

第一条 この規程は、「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の評価等について」（平成9年1月20日付け消防予第6号）に基づき、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が行う防火対象物の高天井の部分に設置する放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備（以下「放水型ヘッド等S P設備」という。）の評価及び当該設備における放水部、感知部、制御部、手動操作部及び受信部（以下単に「主要構成装置」という。）の確認試験（以下「評価等」と総称する。）の事務手続等について必要な事項を定める。

第2章 放水型ヘッド等S P設備の評価

(評価の対象)

第二条 評価の対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

- 一 一定の設置要件を満たす高天井の部分に設置される放水型ヘッド等S P設備
放水型ヘッド等S P設備
- 二 放水型ヘッド等S P設備で、前号に掲げるもの以外のもの
放水型ヘッド等S P設備及び当該設備の高天井の部分への設置要件

(評価に係る手続)

第三条 放水型ヘッド等S P設備について評価を受けようとする者は、別記様式による申請書に所要の図書を添付したもの（以下「評価申請図書」という。）を協会に提出する。

- 2 前項の評価申請図書（前条第二号の場合に限る。）の提出に当たっては、あらかじめ、当該防火対象物を管轄する消防長又は消防署長の指導を受けるものとする。
- 3 協会理事長は、提出された評価申請図書が所要の様式その他の要件を具備し、かつ、評価に関し審議することが適当であると認められる場合には、第五条に規定する放水型ヘッド等S P設備評価委員会（以下「評価委員会」という。）に評価を付託する。
- 4 第1項の評価申請をした者は、協会理事長が別途定める手数料を納入する。

(評価の内容)

第四条 評価委員会は、前条第3項により評価を付託された場合には、当該放水型ヘッド等SP設備の効力に関し、消防法施行規則第14条第2項の規定及び放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成8年消防庁告示第6号）の基準による場合との同等性について評価する。

(評価委員会)

第五条 放水型ヘッド等SP設備に係る専門技術的な評価を行うため、協会に評価委員会を置く。

- 2 評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、放水型ヘッド等SP設備について学識経験を有する者及び行政機関の職員とし、協会理事長が委嘱するものとする。
- 3 評価委員の任期は、原則として2年とする。
- 4 評価委員会に委員の互選による委員長1名を置き、委員長は評価委員会を統括する。
- 5 評価委員会に委員長が指名する副委員長1名を置き、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(特別委員)

第六条 委員会に特別委員を置くことができる。

- 2 第二条第二号に掲げる放水型ヘッド等SP設備について評価を行う場合には、当該防火対象物を管轄する消防機関を代表する者を特別委員として、協会理事長が依嘱する。
- 3 評価に際し特定の専門分野に係る知識を必要とする場合には、委員長の要請により、協会理事長は、当該専門分野の知識経験を有する者を特別委員として依嘱する。
- 4 特別委員の任期は、当該評価に係る審議が終了するまでの間とする。

(評価委員会の運営)

第七条 評価委員会は、必要に応じて開催し、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

- 2 前項の場合で、あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した委員については、出席とみなす。
- 3 評価委員会の審査は、書面によることを原則とし、必要に応じて申請者に対する説明要求、実地調査等を行うことができる。
- 4 評価委員会は、評価を行った結果について意見を付して、協会理事長に報告する。
- 5 評価委員会は、非公開とする。

(評価の結果通知等)

第八条 協会理事長は、評価委員会の報告に基づき評価結果書を作成し、評価申請図書を受理した日からおおむね3ヶ月以内に申請者に通知する。

第3章 主要構成装置の確認試験

(確認試験に係る手続)

第九条 主要構成装置について確認試験を受けようとする者は、別記様式による申請書に所要の図書を添付したもの（以下「確認試験申請図書」という。）を、協会に提出する。

- 2 協会は、前項の申請があったときは、主要構成装置について前条の評価を受けた構造及び性能に関する確認試験を実施する。
- 3 第1項の確認試験申請をした者は、協会理事長が別途定める手数料を納入する。

(確認試験の実施等)

第十条 確認試験は、確認試験申請図書に記載された場所において実施することとする。

- 2 申請者は、確認試験を実施する場所に確認試験に必要な検査設備及び品質管理方法、品質管理状況等に関する書類を備えるとともに、当該検査設備の整備及び書類の管理を行うものとする。
- 3 協会は、必要に応じて、前項の整備及び管理状況の確認を実施することができる。

(適否の判定、確認の表示等)

第十一条 確認試験における適否の判定は、申請された主要構成装置を構成する部分（以下「構成部分」という。）ごとに、試験当日協会の職員が行う。

- 2 協会理事長は、確認試験において「適合」と判定した場合には、構成部分ごとに試験番号を付与し、申請者に通知する。
- 3 第1項の規定により「適合」と判定された構成部分には、申請数量に応じ、別表に定める確認の表示を付すことができる。
- 4 協会理事長は、確認試験において「不適合」と判定した場合には、構成部分ごとにその理由を付し、申請者に通知する。
- 5 申請者は、不適合となった構成部分と同一設計の製品について、再度確認試験を申請することができるものとする。この場合において、申請者は、不適合となった原因及び改善方法（品質管理方法を含む。）を記した書類を協会に提出するものとする。

(形状、構造等変更)

第十二条 申請者は、試験番号が付与された構成部分について、形状、構造、性能、使用部品、操作方法等の軽微な変更を行った場合には、当該構成部分ごとに、変

更日、変更内容、変更図面等必要な書類を適正に管理し、かつ、保存するものとする。

2 協会は、必要に応じて前項の管理状況の確認を実施することができる。

(書類不備)

第十三条 協会は、第十条及び第十二条に規定する書類等の整備が不十分である場合には、申請者に当該整備、管理等についての改善を求めることができる。

(試験番号の取消等)

第十四条 協会理事長は、試験番号を付与した構成部分について、次の各号の一に該当する場合には、当該試験番号を取り消すことができるものとする。

一 不正の手段により当該試験番号の付与を受けた場合

二 当該試験番号を付与した構成部分の主要な部分の構造、性能等について、無届けで変更を行った場合

三 前条に規定する管理等の改善が行われない場合

2 協会理事長は、前項の規定により試験番号を取り消した場合には、その理由を付し、申請者にその旨を通知するものとする。

3 協会理事長は、試験番号を付与した構成部分について、次の各号の一に該当する場合には、確認試験の実施を保留することができるものとする。

一 構成部分の品質管理上著しい不備又は欠陥があると認められる場合

二 確認の表示を不正に使用した場合

第4章 雑 則

(関係資料等の開示の禁止)

第十五条 申請者の利益を保護するとともに、評価等の業務の中立性を確保するため、申請者の承諾のある事項、既に公知の事実等開示することが差支えないものを除き、当該評価及び確認試験の開示は行わない。

(評価委員会の事務)

第十六条 第五条に規定する評価委員会に係る事務は、協会虎ノ門事務所が行うものとする。

(細 目)

第十七条 この規程に定めるもののほか、評価等の実施上必要な事項は、協会理事長が別途定める。

付 則

この規程は、平成9年1月20日から実施する。

放水型ヘッド等 S P 設備申請書（評価・確認試験）

年 月 日

日本消防検定協会
理事長

殿

申請者

住 所 （法人の場合は、名称）
氏 名 （及び代表者名） 印

下記の（評価対象についての評価・主要構成装置の確認試験）を受けたいので、関係図書を添え申請します。

記

1 評価対象

- (1) 放水型ヘッド等 S P 設備の種別
- (2) 防火対象物の名称及び場所

2 主要構成装置の確認試験

- (1) 構成部分の種類及び数量
- (2) 希望受検年月日
- (3) 希望受検場所

- 備考 1 この用紙の大きさは、JIS A4とする。
2 不要な事項については、削除して記載する。

別表（第十一条関係）

確 認 の 表 示 の 様 式



防火対象物概要

名 称					
建 築 場 所					
建 築 主					
設 計 者					
施 工 者					
主たる用途	令別表第1 ()				
構 造	造(S/RC/SRC)	階 層	地上 階/地下 階	(PH 階)	
敷地面積	m ²	最高の高さ	m	軒の高さ	m
建築面積	m ²	着工予定	年 月 日		
延床面積	m ²	完成予定	年 月 日		
高床 天井積 の・部 用分 途を 表有 する 階別	高天井 の部分	高 さ			
		主 用 途			
	階	床 面 積	主 用 途		

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とする。

消防防災システム・放水型ヘッド等SP設備評価申請書

年 月 日

財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

日本消防検定協会
理 事 長 殿

申請者 住 所 (法人名称及び)
氏 名 (代表者名) 印

下記の消防防災システム・放水型ヘッド等SP設備の評価を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

記

- 1 消防防災システム・放水型ヘッド等SP設備を設置する防火対象物の名称及び位置
- 2 評価の種別
- 3 評価項目

消火システム（放水型ヘッド等SP設備の種別）

業務委託契約書（例示）

印紙

委託者〇〇会社（以下「甲」という。）は、受託者××会社（以下「乙」という。）の評価と同一設計の評価を申請することについて、乙に対して次のようにその業務を委託する。

第 1 条 本契約に係る乙の評価は、次に掲げるものとする。

- (1) 放水部の種別
- (2) 型 名（設備の型名）
- (3) 評価番号又は試験番号

第 2 条 本契約に係る甲の製品は、すべて乙が製造したものとする。

第 3 条 甲が乙に委託する受検業務の範囲は、当該製品の受検準備から適合に至るまでに係る一切の業務とする。

- 2 甲及び乙は、本契約に係る製品について同一受検場所で受検する場合、当該製品について日本消防検定協会が行う一括抜き取り検査を受けるものとする。

第 4 条 甲及び乙が有する同一の製品について軽微な変更が生じた場合、乙は、当該変更に係る書類の整備を行うものとする。

第 5 条 本契約に係る事項について疑義が生じた場合は、双方協議して決定するものとする。

第 6 条 本契約の有効期間は、双方が別に定める有効期間とする。ただし、契約事項に変更が生じたために有効期間を変更しなければならないときは、双方協議して決定するものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自 1 通を所有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
名 称・代表者名

印

乙 住 所
名 称・代表者名

印

様式第 5 号

委託製品に関する事項	依頼者名	
	適用範囲、概要及び構成	評価番号のものと同じ
	システム動作、システム設計等概要	評価番号のものと同じ
	放水区域及び警戒区域の設定方法等	評価番号のものと同じ
	取り扱い説明書、維持管理等の説明書	評価番号のものと同じ
	主要構成装置の仕様等	評価番号のものと同じ
	検査設備等概要書	評価番号（試験番号）のものと同じ
	品質管理方法調査書	評価番号（試験番号）のものと同じ
受託製品に関する事項	依頼者名	
	主要構成装置の構成部分	
	評価番号（試験番号）	

備考 1 この用紙の大きさは、JIS A4とする。

2 設計図書のうち表示に関する事項は、別途提出するものとする。

検査設備等概要書（その2）

年 月 日

2 受検場所案内図

申請者名	
受検場所の	
住所・名称	
電話番号	

案内図（利用交通機関名、その起終点を明記のこと。）

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とする。

2 既に提出したものと同一場合は、提出を要しない。

確認試験申請書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所 (法人の場合は、名称)
氏 名 (及び代表者名) 印

放水型ヘッド等スプリンクラー設備における主要構成装置の確認試験を申請します。

記

希望受検年月日			
希望受検場所			
主要構成装置の構成部分	試験番号	数 量	備 考
合 計			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、JIS A4とする。
 - 2 申請書は、受験場所ごとに提出する。
 - 3 該当する事項について記載する。
 - 4 確認証票（8mm）が必要な場合のみ、その旨明記する。

確認試験同意書（例示）

印紙

委託者〇〇会社（以下「甲」という。）は、受託者××会社（以下「乙」という。）の製品と同一製品の確認試験を受検することについて、次のように同意する。

第1条 本同意に係る乙の製品は、次に掲げるものとする。

- (1) 放水部の種別
- (2) 型名及び試験番号（別紙による。）

第2条 本同意に係る甲の製品は、すべて乙が製造したものとする。

第3条 甲及び乙は、本同意に係る甲及び乙の製品を同時に受検する場合、甲及び乙の当該製品について日本消防検定協会が行う一括抜き取り検査を受けるものとする。

第4条 甲及び乙は、乙が甲以外の者と第1条の製品について、確認試験同意書を取り交わした場合、甲以外の者の当該製品を含めて行う前条の一括抜き取り検査を受けるものとする。

第5条 乙が有する本同意に係る製品について、試験番号が追加・変更等があった場合、乙は、別紙を速やかに変更し、甲及び日本消防検定協会に提出するものとする。

第6条 甲及び乙が有する同一の製品について軽微な変更が生じた場合、乙は、甲に連絡するとともに、当該変更に係る書類の整備を行うものとする。

第7条 本同意に係る事項について疑義が生じた場合は、双方協議して決定するものとする。

第8条 本同意書の有効期間は、双方が別に定める有効期間とする。ただし、同意事項に変更が生じたために有効期間を変更しなければならないときは、双方協議して決定するものとする。

上記同意の証として、本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を所有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
名 称・代表者名

印

乙 住 所
名 称・代表者名

印

No _____

確認試験申請整理表・受検成績履歴表

受 検 平 成 年 月 日

所 長	部 課 長	試 験 員	申 請 者 又 は 立 会 責 任 者

試験別 申 請 者 名	□ 最 初		□ 試 験 番 号 付		受 検 場 所							取 下 数	ロ ッ プ 番 号	ロ ッ プ 大 き さ	
	申 請 年 月 日	申 請 受 付 番 号	申 請 数	構 成 部 番 号	分 号	受 検 数	製 造 番 号	合 格 数	不 合 格 数	申 請 正 数	要 補 正 数				保 留 数
				放・感・受・制・手											
				放・感・受・制・手											
				放・感・受・制・手											
				放・感・受・制・手											
				放・感・受・制・手											
				放・感・受・制・手											
				放・感・受・制・手											
合 計															
<p>備 考</p> <p>1 同一ロットの中で複数受検する場合は、試験実施の構成部分に○を付けること。 2 ハットの試験内容 3 制御盤にあっては設置場所を記載すること。(高さ m、圧力 kg f / c m² ・ MPa)</p> <p style="text-align: right;">□ 社内検査データー活用</p>															

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とする。

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所 (法人の場合は、名称)
氏 名 (及び代表者名) 印

確認証票前渡し交付について

確認試験の受検について弊社は、今後（受検場所名）工場で受検する製品
に対する確認証票を放水型ヘッド等スプリンクラー設備評価等細則第3 4
の規定により弊社に前渡し交付されるとともに、受検前に同証票を製品に付
して受検できるようお取り計らい願います。

前渡し交付を受けた確認証票の管理・保管及び受払並びに同証票を付した
製品の管理等については、別紙のと通りの管理体制で細心の注意と責任をも
って行うこととします。

万一不用意な管理取扱いを行った場合は、意義なく貴協会の指示に従いま
す。

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所 (法人の場合は、名称) 印
氏 名 (及び代表者名)

確認証票前渡申請書・受領書

確認試験の確認証票の前渡しを下記のとおり申請します。

記

主要構成装置の 構 成 部 分	試 験 番 号	数 量	備 考
受検希望日		合計数量	個

上記のとおり確認証票を受領しました。

年 月 日

受領者

印

確認試験受検場所変更願
(移転・増設・廃止)

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者
住 所 (法人の場合は、名称)
氏 名 及び代表者名 印
電話番号

1 主要構成装置の構成部分

2 試 験 番 号

記

変 更 内 容	旧
	新
変 更 の 理 由	
変更の予定日	年 月 日

添付書類

検査設備等概要書 部
未処理状況明細書 部

委 任 状

私は、

（住 所）

（名 称）

（役 職）

（氏 名）

を代理人と定め、次に定める放水型ヘッド等SP設備評価等の申請の権限
を委任します。

- 1 種 別
- 2 防火対象物の名称（仮称）
- 3 防火対象物の場所
- 4 確認試験

年 月 日

申請者

（住 所）

（氏 名）

（代表者氏名）

印

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、JIS A4とする。
 - 2 該当するする事項について記載する。

氏名（名称、代表者の氏名、住所）変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所（ 法人の場合は、名称 ）印
氏 名（ 及び代表者名 ）
電話番号

下記のとおり氏名（名称、代表者の氏名、住所）を変更したいので届け
出ます。

記

旧

新

取下げ届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所 (法人の場合は、名称)
氏 名 (及び代表者名) 印
電話番号

下記について取り下げたいので届け出ます。ついては、当該手数料

円は 銀行 支店 (普通貯金、当座貯金口座、口座番号
名義) 振込みにより還付して下さい。

記

- 1 評価等の区分
- 2 申請書受付 年 月 日 (番号)
- 3 主要構成装置
の 構成部分
- 4 試験番号
- 5 取下げ数量
- 6 取下げ理由

備考 1 この用紙の大きさは、JIS A4とする。
2 該当する事項について記載する。

過誤納金還付願

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所 (法人の場合は、名称)
氏 名 (及び代表者名) 印
電話番号

下記の依頼に伴い 年 月 日に 銀行 支店から振り

込みました手数料 円は、過誤納でしたので、過誤納金 円

を 銀行 支店 (普通貯金、当座貯金口座、口座番号 名
義) 振込みにより還付して下さい。

記

- 1 評価等の区分
- 2 申請書受付 年 月 日 (番号)
- 3 主要構成装置
の 構成 部分
- 4 試 験 番 号

備考 1 この用紙の大きさは、JIS A4とする。
2 該当する事項について記載する。